

第3章 施策の内容（素案）

基本目標 1 「こども・若者の権利が保障されるまちづくり」

- (1) こども・若者の権利を大切にする取組の推進
- (2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

基本目標 2 「全てのこども・若者が希望をもって成長できる環境づくり」

- (1) こどもの成長を支える環境の整備
- (2) 若者の社会的自立を支える取組の推進
- (3) こども・若者の居場所づくりの推進
- (4) 出会い・結婚支援の推進

基本目標 3 「安心して生み育てられる環境づくり」

- (1) 妊娠・出産に対する支援
- (2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実
- (3) 幼児教育・保育サービスの充実
- (4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

基本目標 4 「こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり」

- (1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援
- (2) こどもの貧困対策の推進
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

基本目標 5 「こども・若者・子育てを支え合う地域づくり」

- (1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進
- (2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進
- (3) 子育てと仕事の両立の促進
- (4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

★基本目標1:子ども・若者の権利が保障されるまちづくり

(1) 子ども・若者の権利を大切にす取組の推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
子ども・若者ワークショップ	子ども計画の策定・進捗管理において、直接意見を表明する機会を確保し、計画や施策に反映する。
子どもの権利等啓発事業	子どもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所で子どもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、子どもワークショップの効果を高める。
「子どもの権利」に関する周知啓発	「子どもの権利」について、当事者である子ども自身のみならず、周りの大人も含めて、様々な媒体や方法を活用して、広く周知啓発する。

(2) 子ども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
子ども・若者ワークショップ	子ども計画の策定・進捗管理において、直接意見を表明する機会を確保し、計画や施策に反映する。
子どもの権利等啓発事業	子どもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所で子どもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、子どもワークショップの効果を高める。
子ども・若者の意見表明の機会づくり	子ども・若者の今と将来の生活に影響を与える事業や施策について、子ども・若者が意見を表明することが出来る機会を設けて、そこで出された意見を施策等へ反映させる。

★基本目標2:全てのこども・若者が希望をもって成長できる環境づくり

(1) こどもの成長を支える環境の整備

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
こども達が相談できる窓口等	18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、こども達の困りごと・悩みへの相談支援を行う。
青少年学校外活動支援事業（土曜塾）	土曜日等に小学生の子どもを対象に、地域で行われる社会体験・自然体験活動等の取組に対し支援する。

(2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
こども達が相談できる窓口等	18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、こども達の困りごと・悩みへの相談支援を行う。
若者相談支援事業	「若者相談窓口みらくる」において、概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒や保護者が妊娠・出産について考え、将来安心して結婚・妊娠・出産ができるように出前講座等を実施するとともに、関係機関との連携の強化を図る。

(3) こども・若者の居場所づくりの推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
若者の居場所づくり	若者の居場所づくりを推進し、居場所の数を増やし、また若者へ居場所の情報を届けるとともに、居場所から若者相談窓口への相談に繋げて、必要な支援を行う。
子ども食堂事業	子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用に対して補助を行う。

(4) 出会い・結婚支援の推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
結婚新生活支援補助金	少子化対策の一環として、結婚にかかる経済的負担を軽減し、結婚を希望する人が結婚できる環境づくりを目的として、新生活にかかる住居賃貸（取得）費等の一部を補助する。
魅力アップセミナー・出会いイベント	少子化対策の一環として、結婚を希望する方を対象に、個人の魅力を高める方法等を学ぶセミナーを開催し、その後、セミナーで学んだ内容の実践の場として出会いイベントを開催。

★基本目標3:安心して生み育てられる環境づくり

(1) 妊娠・出産に対する支援

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。
新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。
産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後1年未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。
産婦健康診査事業	産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。
妊娠期・出産後の健康教育・相談	妊娠中に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためのマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。
エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。
母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施	妊婦との最初の接点である妊娠届出時に、保健師等の専門職が妊婦の問題の早期把握、早期支援を行うために、窓口での面談やアンケートを通じて保健指導を行う。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健全な発育・発達のために、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対して健康診査を実施する。
予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）	予期しない妊娠などの相談に対して、保健師等の専門職が専用電話やメールでの相談支援を行う。
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査費用の助成をすることにより、先天性難聴の早期発見、早期支援を行う。
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む方を支援するために、検査費用・治療費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。
女性の健康相談	女性が自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を行い、生涯を通じた女性の健康の維持・増進を図る。
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒や保護者が妊娠・出産について考え、将来安心して結婚・妊娠・出産ができるように出前講座等を実施するとともに、関係機関との連携の強化を図る。
出産・子育て伴走型相談支援事業	妊娠届出時、妊娠8か月、新生児訪問時に専門職による面談やアンケートを実施し、出産・育児等の見通しを立て、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ。
マタニティ交流会	妊娠中から地域の子育て支援施設を知ること、産後の利用につながりやすくなり、妊婦同士が繋がるよう妊婦の交流会を実施する。

(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。

★基本目標3:安心して生み育てられる環境づくり

地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者を対象に、赤ちゃんへの語りかけの大切さを伝え、絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントなどを行い、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりを行う。
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する（ショートステイ、トワイライトステイ、親子入所等支援、送迎支援）。
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が実施する事業費の一部を構成市自治体として負担することにより、久留米広域小児救急センターを開設し、準夜帯における小児初期救急診療を実施する。
離乳食教室	正しい口腔機能や生活習慣を習得するため離乳食教室を実施し、良好な育児の推進と適切な食生活の基礎づくりを図る。
家事・育児訪問支援事業	家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援することにより、子育て家庭等の負担軽減を図る。
放課後等デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。
障害児放課後対策事業	障害のある児童生徒を対象に、特別支援学校において放課後等に活動する場を確保し、社会に適應する日常的訓練を行う。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
私立保育所等施設整備事業	教育・保育ニーズに対応する必要な受け皿の確保と保育施設の環境改善を図るための、保育所や認定こども園の増改築等に対し、その経費の一部を助成する。
保育士人材確保推進事業	保育士等の処遇改善を進めるほか、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介や、保育士への就職支援及び保育所等の人材確保に対する助成を行い、保育士確保に取り組む。
延長保育事業	保育所・認定こども園において、通常の開所時間（11時間）を超えて子どもの預かりを行い、保護者の就労等の支援を行う。
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。

★基本目標3:安心して生み育てられる環境づくり

休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が必要な場合に児童を預かる休日保育実施保育所等を支援する。
障害児保育の推進	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
幼保小連携の推進	保育所、幼稚園、認定こども園といった就学前に通う施設と小学校の連携強化に努め、合同研修会の開催や各校区の間組をブロック単位で共有化するなど、保育教育の一貫性を目指してより効果的な取組を進める。
保育所・認定こども園職員研修事業	教育・保育施設の職員を対象とする研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。
児童発達支援事業	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。
児童手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。
妊婦のための支援給付金の支給	妊婦に対し妊娠及び胎児の数に応じて給付金を支給する。
子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に対し、手当を支給する。
重度障害児（者）医療費の助成	小学生以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。
就学援助	経済的な理由により、学校に必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。
奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対し久留米市奨学金を給付する。
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。
未熟児養育医療給付費の助成	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。
育成医療給付費の助成	身体に障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、医療費の一部を助成する。

★基本目標3:安心して生み育てられる環境づくり

保育所等の利用料の減免	生活保護受給世帯・就学援助認定世帯、要保護者世帯など、要件に満たす場合、保育所、認定こども園、学童保育所等の利用料を減額する。
-------------	---

★基本目標4:こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者及び寡婦・離婚を考えている方に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中と修了後に給付金を支給する。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と、その子どもの福祉増進を図るため、12種類の資金を貸し付け、一定期間後に償還を受ける。
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。
母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。
ひとり親家庭日常生活支援の実施	日常生活を営むのに大きな支障が生じている又は一時的に生活援助が必要なひとり親家庭の生活安定を図るため、家庭生活支援員を派遣し、家事援助を行う。
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦を保健師や多胎育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスをを行うとともに、多胎育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。
子ども発達支援センター機能整備	発達面で支援が必要な乳幼児を対象に、発達を促すための療育や個別の訓練を行うとともに、必要としている人が支援を受けることができるような相談・療育・訓練の体制を充実する。
障害福祉サービス	障害のある児童の入浴や排泄の介護を行う「居宅介護」、介護を行う家族の疾病等により一時的に自宅介護が困難になった場合の「短期入所」などのサービスを実施する。
障害児保育の推進	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受け入れを推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
外国人の相談支援	必要な妊婦に対し外国語版の母子健康手帳の配布を行うとともに、言語や文化に配慮した相談支援の取組を進める。
子どもの発達に関する相談	専門医師、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等の専門職が発達の診査、訓練指導を行うことにより、適切な療育に繋げる。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）	医療的ケアを要する在宅の小児慢性特定疾病児童等々の介護者の負担を軽減するため、医療機関等において小児慢性特定疾病児童等を一時的に預かり、療養上の管理、その他必要な支援を行う。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相談支援事業等）	小児慢性特定疾病児童等とその家族に対して、自立に向けた療養上の相談などに対応し、必要な情報提供などを行うことで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び健康の保持増進を図る。
小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業	在宅小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、在宅における日常生活の向上を図る。
小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援	末期がんと診断された40歳未満（小児も含む）がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及び家族の負担軽減を図る。

★基本目標4:こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり

医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な障害児及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携しながら短期入所や在宅レスパイト事業等を行う。
障害児療育支援事業	在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

(2) こどもの貧困対策の推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けた支援を行う。
子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用に対して補助を行う。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもの放課後から夜間の居場所となる拠点の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。
子どもの体験の機会の提供	市や民間団体などが実施する様々な子どもの体験活動事業について、家庭環境に関係なく参加・体験できるしくみをつくる。
養育費確保支援事業	養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約の保証料について補助を行う。
住居確保給付金支援事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある者に対し、一定期間家賃相当分を支給する。
子ども支援ガイドブックの作成・配布	子どもたちの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、子どもの支援に関する情報を把握し制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する資料としてガイドブックを作成・配布する。

(3) 児童虐待の防止

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。

★基本目標4:こどもの健やかな育ちが守られる社会づくり

家事・育児訪問支援事業	家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援することにより、子育て家庭等の負担軽減を図る。
支援対象児童等見守り強化事業	民間団体が、児童の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて子どもの見守り体制の強化を図る。
赤ちゃんふれあい体験事業	各地域で行われている子育てサロンを中学校への出前サロン形式で実施し、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験を実施する。

(4) 困りごとを抱える子どもへの支援

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
子ども達が相談できる窓口等	18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、子ども自身が利用できる相談先を周知し、子ども達の困りごと・悩みへの相談支援を行う。
非行を生まない社会づくり事業	家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体で子どもたちを見守り育てることで、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けた支援を行う。
不登校児童生徒対応事業	「らるご久留米」での学習指導や体験活動、臨床心理士によるカウンセリングを通じ、自信の回復を図り、社会的自立を支援する。
小中学校不登校対応総合推進事業	不登校問題の解消を図るために、小学校に児童支援サポーター、全ての中学校に校内教育支援教室支援員を配置し、きめ細かな支援を行う。
子どものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めてもよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。
ヤングケアラーへの支援	福祉、医療、教育などの関係機関との連携により、ヤングケアラーを早期発見し寄り添った支援を行う。
若者相談支援事業	「若者相談窓口みらくる」において、概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。
若者向け研修会	高等学校入学後の若者に対し、自己肯定感の向上を図り、自殺の危機因子を減らすための対処法を身につける研修を実施する。
多機関協働による支援 (多機関協働事業)	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう重層的支援会議等を通じて、支援関係機関の連携を強化する。 また、地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みと協働した支援体制の構築を推進する。

★基本目標5:子ども・若者・子育てを支え合う地域づくり

(1) 地域で子ども・若者・子育てを支え合う活動の促進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
地域子育て促進事業	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。
すくすく子育て21事業	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。

(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
地域子育て促進事業	子育てサークルの育成支援に取り組むとともに、妊娠期から子育て中の保護者同士の交流や自助活動を行う子育てグループの取組に対し支援を行う。
すくすく子育て21事業	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。
子ども食堂事業	子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用に対して補助を行う。
子どもの体験活動	子ども会活動や各コミュニティセンター等で実施されるチャレンジ子ども土曜塾の支援、生涯学習センターでの体験教室の開催など、小学生や中学生を対象とした体験活動を促進する。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもの放課後から夜間の居場所となる拠点の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。
若者の居場所づくり	若者の居場所づくりを推進し、居場所の数を増やし、また若者へ居場所の情報を届けるとともに、居場所から若者相談窓口への相談に繋げて、必要な支援を行う。

(3) 子育てと仕事の両立の促進

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）	子育て中の人などが安心して働けるような、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰する。
しごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、主に子育て中の人に就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行う。

★基本目標5:子ども・若者・子育てを支え合う地域づくり

ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援する取組を行う。
------------------	--

(4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

【主な事業】

施策・事業名	事業概要
結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信	次世代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかない、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消となるよう、啓発や情報発信に取り組む。
子育て支援啓発	ホームページやSNSの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として、登録を推進するとともに、乳幼児がいる保護者へ情報提供する。